

様式第1号

## 兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 こども応援隊
------------------

### ②施設・事業所情報

名称：同朋保育園	種別：保育所		
代表者氏名：園長 西野園美	定員（利用人数）：70（77）	名	
所在地：神戸市灘区篠原北町4-8-1			
TEL 078-861-1624	ホームページ http://dohohoikuen.doho.or.jp		
<b>【施設・事業所の概要】</b>			
開設年月日：昭和47年4月			
経営法人・設置主体（法人名）：社会福祉法人 同朋福祉会			
職員数	常勤職員：14	名	非常勤職員：9
専門職員	（専門職の名称）		名
	保育士		栄養士
施設・設備の概要	（居室数）10	（設備等）	

### ③理念・基本方針

<p>保育理念：同朋福祉会創設者、江川義清の「人は大切、子は宝」の理念のもとに、乳幼児を保育する中で人間尊重と子ども第一主義を掲げ、乳幼児の最善の利益を追求し、積極的に福祉増進を図る。</p> <p>基本方針：『豊かな人間性を育む』</p> <p>① 一人一人を大切にされた保育を行い子どもの最善の利益を保障するよう努める。</p> <p>② 家庭や地域と連携を図り必要な子育て支援を行うように努める。</p> <p>③ 養護と教育が一体となった保育を行い豊かな人間性を育む。</p>
--

### ④施設・事業所の特徴的な取組

<p>『自然とふれあいを大切にする保育園』</p> <p>『子どものすこやかな発達を支援する保育園』</p> <p>『地域の利用者の方と共に成長する保育園』</p> <p>『育児支援・就労支援をする保育園』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四季折々を肌で感じる「園外保育」</li> <li>・四季を感じる行事食と和食中心の「食育」</li> <li>・食への関心を高める「クッキング保育」</li> <li>・個性を生かす「絵画指導」「陶芸教室」（4～5歳児）</li> <li>・保護者が安心して働ける「延長保育」</li> <li>・地域の小学生や中学生、老人との「地域交流」</li> <li>・子どもを取り囲むすべての大人のための「育児講座」（地域にも開放）</li> <li>・家庭支援、子育て支援の「園庭開放」「一時保育」</li> <li>・障害児と共に育つ「すこやか保育」</li> <li>・からだ・あたま・こころの発達を援助する「ムーブメント保育」</li> </ul>
--

- ・健康なこころとからだを育てる「体育遊び」
- ・自然をいっぱい感じ、感謝の心を育てる「自然保育」
- ・自分の好きな遊びを選ぶ「チャレンジデイ」（異年齢児交流）
- ・コミュニケーションを深める「手話」

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2 年 6 月 22 日 (契約日) ~ 令和 3 年 3 月 2 日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	3回 (平成 25 年度)

⑥総評

<p>◇特に優れている高い点</p> <p>「人は大切、子は宝」の理念は、職員へ浸透し、日常の保育に反映されていました。法人園長会、全体会、外部監査を毎月開催をして、現状の把握と問題の抽出、改善の仕組みが徹底できていました。</p> <p>職員の働きやすい環境作りとしての「同朋福祉会第5期行動計画」は、特徴的な計画でワークライフバランスの推進に配慮された組織運営がみられました。</p> <p>アセスメントを丁寧に行い、関係機関や保護者と共に、個別計画を策定するなど、一人一人の子どもに合わせた計画となっていました。</p>
<p>◇取り組みに期待する点</p> <p>中長期計画には、より具体的な数値目標や時期や担当などを明確にすることにより、より実行可能な計画が求められています。</p> <p>個人情報とプライバシーと区別して、プライバシー保護に関するマニュアルの策定をされると、より明確に理解ができるようになると思います。</p>
<p>◇総合所見</p> <p>法人の「保育信条」である、「子どももにこにこ、保護者もにこにこ、職員もにこにこをモットーに」とあるように、子どもの笑顔、保護者の笑顔、職員の笑顔溢れる園を目指した保育が行われていました。</p> <p>法人としての取り組みである「保育サポート」により、他園職員による評価システムが構築運営され、定期的に第三者評価を受審する姿勢もあり、より良い保育の質の向上へ繋がるものと思います。</p> <p>今後も継続し、計画やマニュアル、チェックリストの見直しなどを行われることが期待できます。</p>

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

<p>第三者評価を受審することで、日々の保育の振り返りやマニュアル、規程等の見直しをする良い機会となりました。</p> <p>評価結果や保護者からのアンケートを真摯に受け止め、保育の質の向上を図り、今後の保育に生かしていきたいと思ひます。</p>
---

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>保育理念である、「人は大切、子は宝」の理念のもとに、乳幼児を保育する中で人間尊重と子ども第一主義を掲げ、乳幼児の最善の利益を追求し、積極的に福祉増進を図ると明文化すると共に、職員や保護者への共有と理解をすすめている。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>社会福祉事業全体の動向については、「神戸市灘区社会福祉法人等連絡会（ほっとかへんネット灘）」や神戸市私立保育園連盟での行政説明、法人園長会などで把握している。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>法人理事会、法人園長会、全体会（会計報告）、を定期的で開催して、経営状況や財務状況などを共有している。</p> <p>また、会議内容については、園長より必要に応じて、「職員会議」や「ミーティング」で職員に伝達している。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>中長期計画を策定し、10年収支計画が作られているが、具体的内容や数値目標の反映がみられなかった。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>中長期計画を反映した事業計画を策定している。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>事業計画は、1月～2月に職員と昨年度の振り返りと次年度事業についての話し合いを行った上で策定をしている。</p> <p>事業計画は、職員へ配布され、共有が行われている。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 「事業計画（保護者説明資料）」を作成して、配布したり、父母の会で説明したりしている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 法人内他施設と連携して、「保育サポート」として、評価システムが構築され実施している。評価者である他園担当者（園長・主任・保育士・調理担当者）が「気づきシート」に基づいて評価している。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 「保育サポート」での評価結果を集約し、施設に指摘事項などが提出され、「保育サポート各クラス感想及び指摘及び助言事項及び改善点」を作成して、改善を図っている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 施設長である、園長の役割と責任については、「業務分担」「職務基準書」で明確にし、「施設長職務マニュアル」にて、職務内容を規定している。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 遵守すべき法令等は、神戸市私立保育園連盟園長会や法人園長会、兵庫県社会福祉協議会、社労士、税理士など各方面からの情報を収集している。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は、保育の質の向上に向けて、「職員会議」「ミーティング」など各種会議に参加し、保育計画の実施の確認や改善の指示など、職員への指導を行っている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 経営については、事務担当者と連携し策定後、統括会計責任者より指示指摘を改善し、法人園長会や全体会で共有し、評価反省が行われている。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 人員体制や人材確保については、「人員配置表（法人全体）」により、把握して対応されている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> 期待する職員像として、「わたしたち職員の心得」に明文化されている。 キャリアパスなどの仕組み作りがされていない。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<コメント> 労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備として、「同朋福祉会第5期行動計画」を策定している。 ワークライフバランスとして、産休・育休・時短勤務を導入し、有給休暇65%以上の取得目標も掲げられている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 自己申告書を基に年2回の個別面談が行われている。 自己申告書には、現職務について、今後の予定、現在の関心事、個人目標が記載されて、面談の内容は園長が記録している。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント> 「職務基準」により、専門技術や専門知識を規定して、「年間職員研修計画」「園内研修計画」に基づいた研修が行われている。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント> 「年間職員研修計画」は、キャリア別、職務別に一人ひとりに応じた研修が規定されている。 研修後は、研修報告を提出して、職員会議にて内容の共有が行われている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント> 「実習生受け入れマニュアル」を策定して、意義・受け入れる意義・受け入れ担当者・学んでほしいことなどが規定されている。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> ホームページを活用して、事業計画・事業報告、財務状況が公開されている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 財務書類については、毎月外部監査を受けて、法人全体会に報告している。 「経理規程」により、契約・会計監査・予算・出納などが規定されて周知している。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> 基本方針には、「家庭や地域と連携を図り、必要な子育て支援を行うよう努める」と文書化している。 近隣神社の清掃や「まち探検」、警察や消防署など地域と連携した取り組みがみられる。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> 「ボランティア受け入れマニュアル」が策定され、意義・受け入れる意義、受け入れ担当者などが規定されている。 中学生の「トライやるウィーク」の受け入れや小学生の保育園体験、福祉体験学習などに協力をしている。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 地域の子ども支援や情報共有として、「児童館運営委員会」「ほっとかへんネット灘」「医師会連絡会」など各種連絡会に参加して地域との連携を図っている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
<コメント> 「子育て広場はぐくみ」では、園庭開放、子育て相談や育児講座、園内行事への招待などの地域交流が行われている。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント> 民生委員、児童委員には、地域の連絡会などで情報交換したり、各種行事へ招待したりすることなどで連携が図れるようにしている。		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> 「子どもを尊重した保育とは、権利擁護の規定について」「子ども・保護者のプライバシー保護について」などの権利擁護研修が行われている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント> プライバシー保護については、「人権擁護のためのチェックリスト」にて、各職員が定期的に確認するシステムが構築されている。 不適切な事案が発生した場合の対応方法が明示されていない。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 理念・方針・沿革・財務状況、各施設の取り組みなどを掲載した「法人冊子」を毎年作成して保護者や地域、行政、学校などに配布している。 見学者は随時受け入れ、「ご案内」を配布して説明が行われている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 保育の開始については、「同朋保育園のしおり（重要事項説明書）」に基づいて説明を行い、「重要事項説明同意書」に記名をもらっている。 特に配慮が必要な子どもの受け入れについては、次年度より、「同朋保育園のしおり（重要事項説明書）」に掲載して周知できるようにしている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<コメント> 転園の子どもについては、「退園児の引き継ぎ」に子どもの様子と関わりを記入して、保護者より、転園先に提出できるようにしている。 卒園児については、「これからもご相談ございましたら、いつでもご連絡ください」と連絡先を明記したものを配布している。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 保護者からの意見要望については、日常としては、口頭や連絡帳にてやり取りを行い、個人懇談やクラス懇談、父母の会も活用して情報の把握と対応をしている。 保育参加、音楽会、運動会後には、アンケートをとり、その内容は集約して、保護者へフィードバックしている。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「意見・要望・苦情申出窓口」の設置については「同朋保育園のしおり（重要事項説明書）」に掲載したり、掲示したりして周知をしている。</p> <p>苦情や指摘、対応内容は、「要望・意見・苦情」発生解決報告書にて記録し、対応している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「同朋保育園のしおり（重要事項説明書）」には、意見・要望・苦情の受付の仕組みとして、保育園以外にも神戸市や兵庫県運営適正化委員会の紹介が掲載されている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「苦情解決についてマニュアル」を策定し、組織的に対応できるシステムが構築されている。</p> <p>また、意見箱「にじ」も設置して、意見の収集ができるようにしている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「けが・事故マニュアル」があり、手順が明確に示されている。</p> <p>リスクマネージメントリーダーにより、園内外における事故などを最小限にするための危機管理研修を行っている。</p> <p>また、ヒヤリハットを記録し、職員に回覧、周知することで再発防止策を行っている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「感染症マニュアル」があり、法人内や園内で、新型コロナウイルス感染症研修や嘔吐処理の研修を行い、職員に周知している。</p> <p>登園時に保護者・園児の検温や体調確認を行い、保育中も体調管理や午前・午後2回、園児の検温を行うなど、感染症の防止策を行っている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「災害時対応マニュアル」があり、避難の仕方や園を継続するために必要な対策として、備蓄リストなどを作成している。</p> <p>保護者へは「同朋保育園のしおり（重要事項説明書）」において、避難場所や安否確認の仕方を知らせている。</p>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「食中毒マニュアル」があり、マニュアルに基づく研修を行っている。</p>		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「不審者マニュアル」があり、警察と連携を持ち不審者訓練を行っている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント> 具体的な保育士の関わり、子どもへの配慮事項が記載された、「保育マニュアル」があり、研修や職員会議などにより、周知徹底できるようにしている。		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント> 指導計画の見直しは、年間、月間、週案日案、日々の保育で評価反省する仕組みが作られている。 また、法人内の研修である「保育サポート」により、見直しを行っている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<コメント> 入園時に個別面接を行い、「乳児発達記録表」に食事、排泄、睡眠、アレルギーの有無、家庭の状況などを聞き取り、保護者に「個別計画」を作成してもらい、指導計画に反映している。 また、特別な配慮が必要な子どもについては、医師や保健師、デイサービスなどと連携を図っている。		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント> 指導計画の見直しは、乳児会議・幼児会議でクラスでの取り組み・子どもの姿を話し合い、次月の計画の作成に生かしている。 保護者に子どもに育ってほしいこと、そのために実践できることを記入してもらい、「個別計画」を策定している。 また、半期後の個別懇談において、評価・反省を伝え子どもへの個別計画を見直している。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント> 「保育マニュアル」に指導案の記入の仕方の項目があり、記録の書き方に差異が生じないようにしている。 年4回発達の姿を「保育経過記録」に記載し、ミーティングを行い子どもの情報を周知している。		
47	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> 保護者には入園時に「守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項」が記載された「同朋保育園のしおり（重要事項説明）」を行い、同意書をもっている。 「個人情報保護規定」があり、入職時に研修を行い、「誓約書」を記入している。 子どもの記録の管理は、園長が責任者であり、「文書管理規定」において、保管・廃棄などを定めている。		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a

特記事項

A①

「全体的な計画」は、子どもの家庭の状況、地域の実態を考慮して編成されている。  
見直しは、年一回職員参画で行っている。

A②

園内は、「安全配慮チェックリスト」「温度湿度チェック表」「換気チェック表」などを用いて、子どもが安全に過ごせるように確認をし、衛生的に過ごせるように環境を整備している。

A③

保育士は年2回「人権擁護のためのチェックリスト」を行い、子どもへの言葉掛けを振り返るようにしている。

「全体的な計画」の中に、「子どもの人権には十分に配慮し子ども一人ひとりの人格を尊重する」と記載があり、指導計画や「保育マニュアル」の中に、個々に合わせた対応をするように記載されている。

A④

「保育マニュアル」に子ども一人一人の発達に合わせた関わりの記載があり、着脱の仕方など、保育士が子どものリズムに合わせて援助している。

手洗い場には、手洗いの仕方、トイレには、排泄の仕方を絵付きで掲示し、自分で出来るように働きかけている。

A⑤

保育室には、絵本、ままごと、楽器、ブロックなど年齢に応じた玩具があり、自ら遊びを選べるように取り出しやすい工夫や遊びに集中できるような環境を作っている。

近隣には、自然豊かな公園があり、異年齢児でペアになり、木々や木の実などを拾ったり、拾った自然物を使った制作も行えるように環境を整えている。

ムーブメント保育や外部講師による、体育遊びや陶芸教室、絵画教室なども行い、様々な活動体験できるようにしている。

A⑥

「保育マニュアル」の「乳児保育配慮事項」に、「特定の保育者との継続的な関わりが保てるように配慮する」、とあり、一対一の関わりを大切にしながら、過ごしている。

保護者との連携は、毎日、口頭や「連絡ノート」により、睡眠・喫食状況・排泄・家での様子を確認し、園での様子を知らせている。

A⑦

「保育マニュアル」の項目に「0～5歳までの発達のおもちゃ」があり、年齢に合わせた玩具を用意している。

「年間指導計画」や「個別指導計画」において、保育士が仲立ちとなって友だちと関わるなどの具体的な援助方法の記載がある。

A⑧

「月の指導計画」において、環境構成の項目があり、年齢や季節に合わせた玩具が整えられ、子どもが主体的に遊べるようにしている。

お当番の活動として、花の水やりや食事の用意などを行っている。

保護者へは子ども達が取り組んできた活動を保育参観、クラスだより、写真の掲示などで知らせている。

A⑨

「すこやか個人個別指導計画」を作成し、個々に合わせた対応をしている。

日々保護者との連携を行い、園の心理士、医療機関、市と連携し、保護者へ専門機関の紹介もしている。

A⑩長時間にわたる保育のために、「連絡ノート」などを活用し職員間の引継ぎを行っている。

特に、けがや体調について、保護者に伝え漏れがないようにしている。

異年齢児の子ども達が落ち着いて過ごせるように玩具や環境を整えている。

A⑪

全体的な計画や年間指導計画に小学校との連携や就学に関する事項が記載され、クラス懇談会において、保護者に小学校生活に見通しが持てるように、生活のリズムの確立や持ち物の整理、給食についてなどを説明している。

A⑫

「健康管理マニュアル」を基に、「保健計画表」を作成し、病気などの予防を行ったり、日々の健康管理を、口頭や連絡ノートを活用し、職員引継ぎノートやミーティングなどで報告を行い周知をしている。

保護者に対して、乳幼児突然死症候群の情報を、「同朋保育園のしおり（重要事項説明書）」や園内の掲示により知らせている。

A⑬

健診結果は、ミーティング記録により職員間で周知し、歯磨きの大切さを伝えるなど保健計画に反映されている。

また、保護者には、健診結果を知らせている。

A⑭

「アレルギー対応マニュアル」に基づき、医師の指示のもとにアレルギー対応を行っている。

給食だよりにおいて、園でのアレルギーの対応について、保護者に伝え、職員間ではアレルギーへの対応を給食会議で全職員で周知し、除去カード、調理担当、保育士で二重チェックを行うなど適切な対応を行っている。

A⑮

年齢ごとに「食育計画」が策定され、子どもが食に関心が持てるよう、筍の皮むきや畑の土づくりなどの取り組みが行われている。

4・5歳児は毎日、その日の食材を確認し、食育ボードに色分けをするなど、食に興味を持てるようにしている。

また、調理室は子どもが調理の様子が見えるように工夫がされている。

家庭との連携は、保護者と話し合い、離乳食を進め、園での食の取組を伝えるために、献立表、給食だよりやレシピを配布している。

A⑯

子どもの喫食状況の確認は、調理担当が食事をしている様子を見たり、クラス担任による、好んだ献立・食べにくかった献立などを記入したり、嗜好調査アンケートを毎月集計して、次月の献立に反映している。

毎月の給食会議においても、喫食状況、発育状況を話し合い、調理の工夫をしている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

特記事項

A⑰	<p>口頭や「連絡ノート」、3歳以上はボードを活用し一日の様子を知らせている。乳児の連絡ノートは複写式になっており、園でも記録を保管している。</p> <p>クラス日より、保育参観、クラス懇談会により、保育の意図を知らせ、子どもの成長を共有出来る機会を設けている。</p>
A⑱	<p>保護者と口頭や「連絡ノート」により、日常的な情報交換を行っている。</p> <p>相談室があり、個人懇談だけでなく、日常的に相談に応じられるよう取り組みがあり、相談を受けた保育士が適切に対応できるよう体制がある。</p> <p>相談は「育児相談記録」に記入し、ミーティングで周知し保護者への支援を行っている。</p>
A⑲	<p>保護者に対して、「同朋保育園のしおり（重要事項説明書）」や園内の掲示で、虐待の定義を知らせたり、職員が年に3回「虐待サイン発見チェックリスト」を活用し、登園の様子・給食の様子・保育中・子ども・保護者の様子を確認し、虐待防止に努めて、関係機関との連携をしている。</p> <p>また、保護者への援助として、園の心理士に相談できる機会もある。</p>

A-3 保育の質の向上

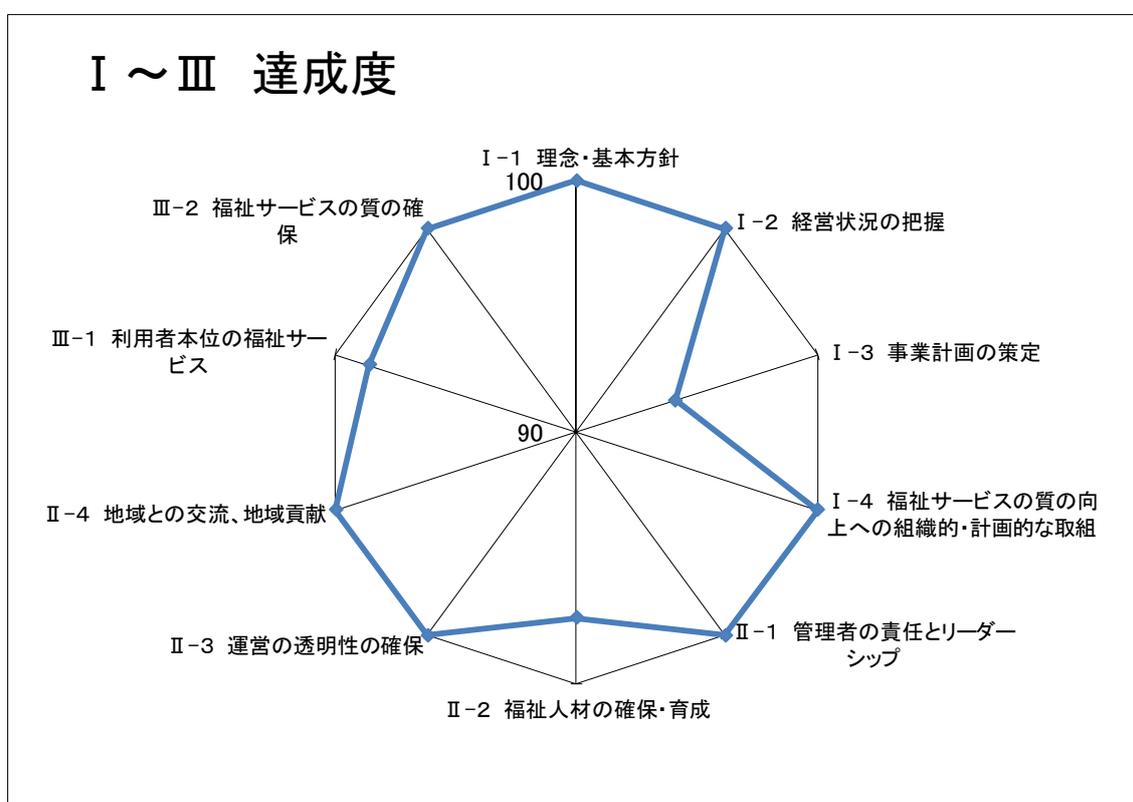
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

特記事項

A⑳	<p>日々の保育の振り返りは、指導計画により行い、法人内の「保育サポート」により、保育の活動を養護と教育の視点で自己評価し他の園の園長や保育士による気づきシートにおいて評価を受け、助言項目をまとめて改善することで、園全体の保育の質の向上に努めている。</p> <p>また、年2回職務基準や人権擁護のためのチェックリストを活用し、自己評価を行こなっている。</p>
----	---

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	7	100.0
I-2 経営状況の把握	8	8	100.0
I-3 事業計画の策定	17	16	94.1
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	9	100.0
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	17	100.0
II-2 福祉人材の確保・育成	38	37	97.4
II-3 運営の透明性の確保	11	11	100.0
II-4 地域との交流、地域貢献	26	26	100.0
III-1 利用者本位の福祉サービス	74	73	98.6
III-2 福祉サービスの質の確保	33	33	100.0
合 計	240	237	98.8



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	5	100.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	64	64	100.0
1-(3) 健康管理	17	17	100.0
1-(4) 食事	15	15	100.0
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	4	100.0
2-(2) 保護者等の支援	13	13	100.0
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	6	100.0
合計	124	124	100.0

総合計(I~Ⅲ+A)	364	361	99.2
------------	-----	-----	------

